

(様式第2号)

# 会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	平成30年度第3回島本町都市計画審議会		
会 議 の 開 催 日 時	平成31年3月18日(月) 午後3時～午後4時30分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	7名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	榑原会長、吉田職務代理、植田委員、塚田委員、東田委員、岡田委員、伊集院委員、小山委員、大西義雄委員、野間委員、八田委員、西村委員、長井委員、大西敏秋委員、永山委員  【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、柏木理事、佐藤次長、今井課長、馬場田課長、森鎌参事、川井係長、大谷主査		
会 議 の 議 題	・ 会議の公開について ・ 生産緑地地区の指定について		
配 付 資 料	平成30年度第3回島本町都市計画審議会議案書 島本町都市計画審議会会長宛て付議文書 レジメ、審議会名簿		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

平成30年度第3回

島本町都市計画審議会会議録

日 時 平成31年3月18日(月)

午後3時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

平成31年3月18日

開会 午後3時00分

[事務局] 定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第3回島本町都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の司会を担当します都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の出席状況についてご報告させていただきます。

現在、19名の委員の方々のうち、15名の委員のご出席をいただいておりますので、島本町都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申しあげます。

案件に入ります前に、本日、欠席のご連絡をいただいておりますが、青葉会代表の谷田部才生様、連合島本地区連絡会の藤井章統様、社会福祉協議会会長の峯森好美様につきましても、先日、委員に就任していただきましたので、この場をおかりいたしまして、ご報告いたします。

また、高槻警察署長の中林様におかれましては、今回は所用によりご欠席されるということでございましたので、この場でご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にお渡しさせていただいております「平成30年度第3回島本町都市計画審議会議案書」とあります資料と、「島本町長から島本町都市計画審議会会長宛てで付議させていただきました書面の写し」でございますが、本日、資料をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、事前にお渡しさせていただいた資料以外で、本日、机の上にお配りしている資料といたしまして、「本日の会議次第」が1枚、「島本町都市計画審議会委員名簿」が1枚、次に「生産緑地地区説明会」と書かれた資料が4枚でございます。不足等はありませんでしょうか。

なお、本日の審議会につきましては、各委員の皆様の音声をより聞き取りやすくするために、マイクを設置させていただいております。事務局からのご説明の後、ご質問等をされる際は挙手をいただいた上で、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯をご確認後に発言いただき、終了後は再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、山田町長からご挨拶申しあげます。

[事務局] 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、都市計画審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、都市農地につきましては、都市農業振興基本法の中で宅地化すべきものからあるべきものという位置づけが転換されたところであり、昨年度、島本町農業委員会から生産緑地地区指定について意見書をいただいたところでございます。本町といたしましても、市街化区域内農地につきましては、食料生産の場としてだけではなく、良好な都市環境の形成等に資することから、本年度中に都市計画において生産緑地地区を指定することとして各種事務を進めており、先般、都市計画法第17条に基づく縦覧を終えたことから、本日、都市計画審議会に付議させていただくこととなりました。

三大都市圏の特定市以外の市町村で、生産緑地地区を導入している市町村はわずかしがなく、その意味では、先進的な取り組みと言えると考えております。

委員の皆様方には、あまり他に事例のない案件ではございますけれども、忌憚のないご意見をお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申しあげます。

[事務局] 山田町長、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となりますので、榊原会長に議事進行をお願いしたいと思います。

榊原会長、よろしくお願いいたします。

[会長] それでは、案件に従い、会議を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、本日、傍聴の申し出がございますので、本審議会の傍聴要領に基づいて、傍聴を許可することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[会長] 「異議なし」ということのようにございますので、傍聴を許可します。

それでは、本日の案件2の「生産緑地地区の指定について」ということで、町のほうからご説明をお願いします。

[事務局] それでは、まず事前に文書を送付いたしました付議案件について、改めて山田町長から榊原会長に付議させていただきます。

[事務局] 島本町都市計画審議会会長様

島本町長、山田紘平

北部大阪都市計画生産緑地地区の決定について（付議）

北部大阪都市計画生産緑地地区の決定を別紙のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

[会長] ただいま、町長から付議のありました案件でございますが、あらかじめ皆様方の手元に届いております議案書のとおりとなっております。

それでは、議事に入りたいと思います。

今の付議の内容について、事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局] すみません、冒頭、説明の前に1点、早速、修正をお願いさせていただきます。

先ほど連合島本の藤井様、欠席と申しあげましたが、現在、塩谷様から藤井章統様へ委員の交代の途中でございまして、どちらにしましても、連合島本地区連絡会の方は、今日ご欠席ということになっておりますが、塩谷様にご欠席で藤井様は現在委嘱手続中ですので、次回、改めてご紹介させていただきます。すみません、よろしくお願い致します。

[事務局] 都市創造部都市計画課の大谷と申します。着座にて説明させていただきます。

まず、議題に入ります前に、本日お配りしております「生産緑地地区説明会」と書かれた資料をお手元にご用意願います。

この資料については、昨年11月27日に開催しました生産緑地地区に係る説明会で用いた資料となっており、今回改めてそのときの資料を用い、生産緑地地区の概要をご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、生産緑地地区とはどのようなものかについてご説明いたします。

2ページをごらんください。

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の生産活動により生み出される緑地機能に着目して、公害や災害等の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度でございまして。農作物の生産だけではなくて、都市における緑のオープンスペースとして、さまざまな役割を持つ市街地の農地を保全していくためにつくられた制度と言えます。都市計画法に定める地域地区の一つで、その要件等は生産緑地法により規定されております。

次に、市街化区域内農地の都市計画上の位置づけについてご説明いたします。

3ページをごらんください。

図にありますように、市街化区域内農地は、宅地化するものと保全するものに区分ができます。この区分は都市内の土地利用計画を定める都市計画によって行うこととなり、保全するものを生産緑地地区として指定するため、現在、各種手続を進め、本日都市計画審議会に付議させていただいているところでございます。

次に、生産緑地地区指定の要件についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

生産緑地地区は、現に農業が営まれていることなど、5つの要件などを満たす一団の農地等について、土地所有者の申し出をもとに町が都市計画の手続を経て指定するものです。

要件としては、現在、農業を目的に供されていること、災害等の防止や良好な生活環境の確保に相当の効果があること、公共施設の敷地として適していること、一団の農地の面積が500平方メートル（5アールまたは5畝）以上であること、農業の継続が可能であることとなっております。

また、このほかにも、生産緑地地区の指定には、当該農地の所有者及び関係権利者全員の同意が必要になるといった法的な要件に加え、平成30年7月時点で町内にあるフ

ファミリー農園は指定しないなどの基準も別に設けております。

次に、生産緑地地区に指定された場合のメリット、デメリットについてご説明いたします。

まずは、受けられる措置（メリット）についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

メリットとしては、都市内で安心して農業が継続できることが挙げられます。

具体的には、市街化区域内で農地としての土地利用が都市計画上明確に位置づけられることになること、固定資産税・都市計画税が、宅地並み評価及び農地課税であったものが、市街化調整区域同様の一般農地扱いとなり、農地評価及び農地課税になること、相続税や贈与税については、生産緑地地区の指定により終身自作で納税免除となることがあります。ただし、平成30年9月1日以前から納税猶予を適用されている農地を引き続き全て自作する場合は、引き続き20年継続免除となります。また、生産緑地地区に指定されていれば、納税猶予を適用されている農地であっても、都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に基づく貸し付けを行った場合、納税猶予が継続されることとなりますが、20年自作で免除から、終身利用に変更となります。

所得税については、生産緑地地区内の農地等が地方公共団体等に買い取られる場合には、譲渡所得に対して1,500万円の特別控除の適用を受けられることとなります。

生産緑地地区に指定することで制限される措置（デメリット）もあります。

6ページをごらんください。

具体的には、生産緑地地区内では、原則として建物の建築や宅地造成等ができなくなります。違反して建てられた建築物については、町長から原状回復を命ぜられる場合があります。罰則規定も定められております。ただし、農業を営むために必要な施設の設置または管理のための行為で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められるものについては、町長の許可を受けて行うことができます。具体的には枠内に書かれた施設です。ご確認ください。

生産緑地地区の買い取りと指定解除についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

原則として、生産緑地地区の指定は解除できません。しかし、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき、農業の主たる従事者が死亡したとき、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障があったときは町に買い取り申し出ができます。この申し出に対し、町が買い取らない場合には、生産緑地地区の指定が解除されます。

次に、実際に生産緑地地区として指定する地区についてご説明いたします。

8ページをごらんください。

生産緑地地区指定の応募期間である8月4日から9月3日までに受け付けた申請に基づき、現地確認調査及び島本町農業委員会のご意見を踏まえた結果、15地区で生産緑

地地区を指定したいと考えております。

次の9ページから13ページまでの各地区の詳細については、この後ご説明いたします。議案にも同様の内容がありますので、割愛させていただきます。

最後に、スケジュールについてご説明します。

14ページをごらんください。

一番左側の生産緑地地区説明会と記載しているところが、この資料を用い、11月27日に開催した説明会となっております。この後、12月13日に大阪府知事の同意をいただき、今年2月1日から14日まで都市計画案の縦覧をいたしました。

次の島本町都市計画審議会へ諮問と記入されているところが本日となっております。本日、了承をいただきましたら、今年度末から来年度初めをめどに、先ほどの15地区を生産緑地地区として都市計画決定する予定となっております。

以上で、生産緑地地区についての説明を終了させていただきます。

続きまして、お手元にある議第33号「北部大阪都市計画生産緑地地区の決定について」ご説明いたします。

本日の議案は、島本町が決定する都市計画案件となっております。大阪府知事の同意協議、都市計画法第17条に基づく縦覧において、それぞれ特段ご指摘やご意見がありませんでしたので、本日、付議させていただくものでございます。

まず、議案書をお開きください。

先ほどお話ししましたとおり、「北部大阪都市計画生産緑地地区の決定について」を議第33号として本日の付議案件とさせていただきます。

次の北部大阪都市計画生産緑地地区の決定（島本町決定）と書かれたページをお開きください。

このページ以降につきましては、都市計画法第17条に基づき、2週間縦覧したものと同様のものとなっております。表にありますとおり、このたび生産緑地地区として山崎地区1から高浜地区2までの計15地区、合計約1.83ヘクタールを指定したいと考えております。また、指定する地区の名称、位置、面積などは表のとおりです。

次のページをお願いいたします。

こちらは都市計画に生産緑地地区を指定する理由となっております。

ここで資料の修正をお願いいたします。本文2行目の後半に「同法第3条」と記載しておりますが、正式には「生産緑地法第3条」の誤りですので、申しわけございませんが、修正いただきますよう、お願いいたします。

改めまして、生産緑地地区を指定する理由を読みあげます。

市街化区域内のすぐれた緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条に基づく同意による生産緑地の指定を行い、本案のとおり、生産緑地地区を決定しようとするものである。

続きまして、総括図です。

本資料につきましては、縦覧の際、A1サイズで作成していた資料となりますので、縮尺は異なっておりますので、ご了承ください。

先ほど申しあげました山崎地区1から高浜地区2までの15地区の位置を図面にまとめております。

次のページをごらんください。

ここから5ページについては計画図となっており、それぞれの地区の位置をあらわしております。なお、生産緑地地区を指定した際には、これら図面と同等の内容の図面をホームページで公開するとともに、都市計画課窓口に備えつける予定です。

まず、山崎地区1、山崎地区2です。面積はそれぞれ約0.07ヘクタール、約0.08ヘクタールです。こちらについては現地調査の結果、ともにタケノコを栽培しておられる地区でした。

次のページをごらんください。

東大寺地区1です。面積は約0.24ヘクタールです。先ほどと同様、現在、タケノコを栽培しておられる地区となっております。

次のページをごらんください。

広瀬地区の1から10で、図のとおりとなっております。なお、番号については申請順となっております。

次のページをごらんください。

高浜地区1です。面積は約0.11ヘクタールです。

次のページをごらんください。

高浜地区2です。面積は約0.18ヘクタールとなっております。

以上、簡単ではございますが、議第33号「北部大阪都市計画生産緑地地区の決定について」の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[会長] ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明を受けました議案につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

ご質問等はございませんか。

はい。

[委員] 今回伺いたかったことが、私もちょっと生産緑地のことがよくわかっていないので、教えていただきたいんですけども、特にこの生産緑地については、農家の方、一番税金のことを気にしておられると思うので、そのことをちょっと伺いたいです。

具体的には、今こうやって付議が付議案件で入って、決定はこれ以降ということになると思うんですけども、正式に生産緑地の指定がなされた場合、31年度に課される農地を所有されている方の税金というのは一体どうなってくるのかということですね。納付書が実際に届くのは指定後になると思うんですけども、固定資産税の賦課期日と

というのが1月1日ということになるので、ちょうど指定の前後をまたいでしまうことになると思いますので、今年度の税金について、農地評価の農地課税として課税がされるものなのか、ちょっとそのあたり、何か救済措置などがあるのかどうか伺いたいと思います。

[会長] お答え願えますか。

[事務局] 都市計画課の川井と申します。

ただいまご質問いただきました生産緑地に指定後の税金のことについてですけれども、ご指摘のとおり、1月1日を基準に課税されることとなりますので、例えば本日ご審議の結果、指定についてご異議ないという結論をいただきまして、今年度末から来年度頭に指定をした場合、本町の場合、5月に固定資産税の納付書を通知させていただいておりますので、本年度の通知書については、高いままといえますか、今までどおりのものが来ることとなります。次の年度の納付書からは、生産緑地地区に指定されておりますので、農地並みの課税という形になります。

おっしゃっていた1年間分の救済措置というものがいいのかというご質問ですが、平成4年のときに、そのような措置があったと。いわゆる還付されるというような措置があったということを、今、税務課のほうで確認しているところですので、それが適用できるのであれば、適用してもらえるとという形になるというふうに認識しております。

以上です。

[会長] よろしいですか。

ほかにございませんか。

どうぞ。

[委員] あまり何もわかってないので、質問させていただきます。

町長のご挨拶の中で、この取り組みが先進的な取り組みであるというご説明がありましたけれども、例えばインターネットなんかで見ましても、2022年問題というのがあって、いわゆる生産緑地が大分、もう30年近く前に全国的な取り組みとして始まっていて、その30年が2022年になって、一斉にその土地がまた動き出して、要するに宅地が放出されるというようなこともあって、今そういう問題もある中で、ということは島本町としては、町として生産緑地の取り組みは今回スタートになるんですね。今の時点で、全国的には30年前からやられていて、今の時点で、島本町がやるのが先進的な意義がどういうことなのか、素人にもわかるように説明いただいたら、今回のいろんなご努力も理解できるのではないかなというふうに思います。

[会長] 今回、生産緑地を始めて、今おっしゃったように、30年かけてやるわけですね。なぜ、そうなったかということも含めてご説明をお願いできますか。

[事務局] お答えいたします。

ご指摘のとおり、ほかの市町村におきましては、30年前に――30年まだたっていないんですが、約30年前に取り組みされて、2022年に解除されるということで、20

22年問題という言葉が出てきているということは存じあげております。

なぜ、先進的な取り組みと言ったかといいますと、生産緑地というのは、基本的といいますか、大体やっているところが三大都市圏の特定市になります。三大都市圏の特定市というのは、いわゆる大阪とか、京都とか、東京とか、千葉とか、愛知の市ですね。島本町におきましては、町になっております。三大都市圏の特定市以外で生産緑地地区に取り組んでいる市町村は、全国で10個だけになっています。

その生産緑地の取り組みを今回やろうとしたのが、大きく理由が2つありまして、1つは先ほども町長の挨拶にもありましたように、農業委員会からの意見書をいただいたと。

もう一つが、都市農業振興基本法というものができまして、生産緑地地区をやっていない市町村におきましても、全国のほかの三大都市圏の特定市以外の市町村におきましても、生産緑地地区をやりたいというような法律といいますか、考え方ができ上がりました、実は先週現在でその法律ができて、生産緑地地区を指定したところが、まだ1つもない状況ですので、恐らくその法律ができて指定をするのが、島本町が初になると。ごめんなさい、この1週間の間にしていたら別なんですけれども、それぐらい早い段階でやっているということで、先進的な取り組みと。全国で11番目にはなるんですが、都市農業振興基本法ができ上がりました、1番目に取り組んだ。それから、全国で11番目になっていると。ほかに見ない例ですので、先進的というふうな考え方をさせていただいているということです。

以上です。

[会長] よろしゅうございますか。

どうぞ。

[委員] 今のお話とちょっと関連するところで、わからないことであるので、よろしいでしょうか。

生産緑地の指定を、これまでは三大都市圏特定市で主にされていて、珍しい、先進的であるというお話だったんですが、これまで島本町であるとか、そういう一般の特定市以外のところが指定できなかったわけではないのか、指定ができたのかというのがちょっとわからなかったんですね。

といいますのも、過去の審議会の記録をちょっと読んでいたんですけれども、平成27年度第1回島本町都市計画審議会会議録というところの中で、「生産緑地というものがあるんだけど、これは市でなかったらあかんのですよ。町にはできないんですよ、法律上ね」という記載があったので、私は今回、できるようになったのかなと思っていたんですが、この理解は間違っているのでしょうか。この審議会の議事録の中に書かれている、市しかできないのか、町にはできないんです、法律上はできませんという、これはこっちが間違っているということですか、私の理解が間違っていますか。正しいところを教えてください。

[会長] お答えください。

[事務局] お答えいたします。

今のご指摘ですけれども、平成27年以前につきましても、生産緑地地区については指定できましたので、恐らくその都市計画審議会でどういう意図があったというのは、ちょっと今、すみません、わかりませんが、そっちのほうが悪っております、委員のご指摘、認識のほう合っている、要は指定できたというほう合っていると認識しております。

[会長] どうぞ。

[委員] 生産緑地に限らず、都市計画のことは非常に難しいので、毎回勉強はしてきますんですが、なかなか理解が追いつかずに、間違っただけを言ってしまうたり、間違っただけを話してしまったりということが多々あると思うので、そのたびにできたら訂正を、正していただけたら、こちらも安心して質問をしたり、発言したりできるかなと思うので、これはお願いというか、よろしくお願ひしたいということでお願ひします。

[会長] 今の都市計画審議会は、大阪府の条例ができて、その関連の審議だったのと違うんですか。大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例というのが、そのときにできたんですね。それに関連して審議会で話が出て、今のお答えがあったということだと思んですが、どうですか。

[事務局] 生産緑地、すみません、27年度のその都市計画審議会の記事を今ちょっと正確に覚えてはいないんですが、間違いなくというか、生産緑地地区については、平成27年より以前も島本町において指定しようと思えば指定できたということは、すみません、誤りですので、この場で訂正させていただきたいというふうに思います。

[会長] どうぞ。

[委員] 今の質問で、生産緑地のことでちょっと誤解されているような感じがするので、私の知っている範囲でちょっとお話しさせていただくと、当初から生産緑地というのは、島本町であればできたんですけれども、導入の税金の関係がちょっと違ったんですよ。というのは、生産緑地いうたら、どうしても土地所有者のことを中心に、やっぱり今回の出ている案件も土地所有者が税金のことも考えて、そして生産緑地を指定してほしいというふうに要望が出て、私、農業委員会のほうから町長のほうへ島本町も導入してはどうかという話をして、去年の11月ですけれども、お願ひするんですけれども、当初導入するときに、先ほど言うたように、三大都市圏の市、これについては、導入されたすぐに宅地並み課税になるということだったんですよ、都市計画法と市街化調整区域の線引きができて、なったときに。そのときに農業者は、宅地並み課税されたら、農業所得ではとてもやっていけないということから、生産緑地というのがセットで来たもんですから、それを生産緑地にして、税金を農地並み課税にしてもらえるとということなので、したんです。

島本町の町の場合はそのときに、徐々に段階的に、15年か20年かけてだと思いま

すが、段階的に市街化区域の農地を宅地並み課税にしていくと、こういうことだったんです。農地所有者、私もいろいろ調べたんですけれども、当時、島本町の農地所有者は、やっぱり農地もできて、売買もできると。両方いける方法ということで、段階的に入るんですから、両方のいいほうをとということで、生産緑地を導入しなかったわけです。それがだんだん導入されて、もう限界いっぱい税金に、宅地並みとあんまり変わらんとというのが、この最近来たわけです。

だから、今現在、我々が聞いている、私も調べていますけれども、宅地で1反当たり、10アール当たりお米をつくるのに、どうしてもつくらなあかんけれども、お米が10アールで15万円ぐらいです、お金にして。実費をとらないからね。それに税金が、それ以上の固定資産税がかかると。これではかなわんということから、島本町についても、町のほうで早く導入をしてほしいという要望が強くなってきたわけです。

そういう背景があるので、だから、何も全然島本町は生産緑地に入るのを放つといたということじゃないんですよ。それはやっぱり土地所有者のそういう意向を尊重しながら入ってきたということで、今回も、これはデメリットがありますので、30年間、やっぱり農地を続けなあかん。家は建てられない、売買はできないと、そういうデメリットがありますのでね。さっきおっしゃったように、22年ごろには、それが高槻市なんかは満杯になるので、今度は特定生産緑地という生産緑地法になって、それでまた10年間延ばす人は延ばしてください、あるいは市が買い上げてくださいということやけれども、そういう問題になってきていると。だから、島本町はこれから入っていくんですよということですね。そういうことで、ちょっとわかりました。

[委員] おっしゃっている意味はわかります。税金の関係で、ニーズというか、声が高まってこなかったことということは、それは十分理解しています。そのことと法律上、町に指定する決定権がなかったかどうかということ、また別なのかなと思ったので、その点を確認したかったんです。ありがとうございました。

[会長] ほかにいかがでしょうか。

一番向こう。

[委員] すみません、お先に失礼します。

ちょっと確認といいますか、この生産緑地の応募というんですか、申し込みという、その期間というのはどのように周知されて、どのぐらいの期間をとられて、どのように説明されて、機会均等、情報公開という意味から言って、十分にその土地の所有者の皆様方、今、耕作されている人たちに周知徹底して、公募されたのかどうかということ、ちょっとそのスケジュールというんですか、どのようにしたかということ、ちょっと。先ほど説明会のこの資料をいただいたんですけれども、もう少し具体的に教えていただきたいということと、もう一点は、今後、今回は生産緑地に手を挙げなかったけれども、1年、2年たって、うちもしたいというときに、そういった指定を受けられるのかどうかということをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

[会長] お答えをお願いします。

[事務局] お答えいたします。

まず、どのように周知したかということでございます。今回、指定するに当たりまして、税務課のほうにご協力をいただきまして、市街化区域に農地をお持ちというか、固定資産税をお支払いいただいている方全員、全員といいますか、代表者になっている方は1名ですが、全筆という言い方が正しいのかもしれないです、に生産緑地地区の指定に関する説明会をしますので、来ませんかということで、8月3日か5日、それぐらいに説明会を開催させていただきました。そこから1カ月間を申請受け付け期間とさせていただきます。ですので、今、言われた考える期間というのは、なるべくお盆を挟むようにということを考えましたけれども、約1カ月間の申請を受け付ける期間を設けさせていただきました。その意味では、全員に送って、1カ月という期間を設けましたので、そんなにたくさんの人には一定お知らせできたかなというふうには考えております。

それから、その場でも申しあげたんですが、じゃ、今回できなくて、今後できるかどうかについてどうですかというご質問を、その当日もいただいたんですが、本町の担当者といましては、複数回、今後最低でもあと1回はちょっと指定をしたいなというふうには思っているんですが、予算、要はこの都市計画図書をつくるための予算が絡みますので、必ずしも指定できるとは、ちょっとなかなか言いづらいところはあるんですが、今後、再度の指定については、前向きに考えているというふうなところでございます。

以上です。

[会長] よろしゅうございますか。

じゃ、どうぞ。

[委員] 今、国のほうで土地の所有者不明問題というのがありまして、今、国のほうで一生懸命その作業に入っているかと思いますが、今回、生産緑地のこの区域内の方に関しては、もうそういう相続というんですか、そういうものはしっかりとされた土地ばかりというふうに考えてもよろしいのでしょうか。先ほどおっしゃいましたが、税金の関係と、また相続が亡くなった方の名義のまま、そのまま相続できてない土地とか、いろいろな土地があるかと思うんですが、今回の範囲の中では、そういう土地は含まれてないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

[会長] ご回答をお願いします。

[事務局] 今回、応募といいますか、申請をいただいた形になるんですが、15地区につきましては、皆さん、登記簿を提出していただいたり、それから印鑑証明をつけていただいたりしておりますので、所有者不明の土地については、申請というか、それ自体受けられないような状態になっておりますので、誰が持っているかわからないというような土地につきましては、今回の15地区にはございません。

以上です。

[会長] よろしゅうございますか。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

[委員] 数点、質問させていただきます。

島本で初めてこの制度をされていく形になるんですけれども、一応指定解除となると30年経過というふうになりますので、そのほかの理由の主たる従事者、主たる従事者というのは、今先ほど来答弁があるように、固定資産税を払っている方というふうには町とはとられるのか。町として、もう一点は、その主たる従事者が農業に従事することが不可能にさせる故障があったときと。この主たるという部分は、町としてはどういう幅でされる考えでいるのかということとは2点確認させていただきます。

それと、これだけたくさん応募が出てきた中ではありますが、申請されてくるということになるので、ちょっと流れを聞きたいのですが、要は今、土地を見ている、民間のそれぞれの所有者さんと、あと隣接されている方々もいらっしゃいますので、要はここで審議した後、農業委員会さんとか、今日、代表で出ていただいておりますけれども、この点というのは、どの辺で農業委員会さんは関与されてくるのか。先にもうお話がされているのか、近隣の方々の声をどのように吸い上げられているのがどのタイミングなのかというのがちょっとわからないので、一定その辺の部分もお教えいただきたいと思っております。

[会長] ご回答をください。

[事務局] お答えいたします。

まず1点目、主たる農業従事者はどういう人ですか、固定資産税を支払っておられる方ですかというご質問ですが、その場合もあると思います。ただ、町といたしまして、まずこれは恐らくどこの市町村もそうなんです、買い取り申し出のときに主たる農業従事者の証明というのを農業委員会のほうに出していただいております、主たる農業従事者証明書というような名前が多いかと思っております。生産緑地買い取りのためのという枕詞がついたかと思っておりますが、そういうふうな証明書を出している市町村が多いと思っておりますので、30年後の話になるので、ちょっと本当にそうかと言われると、今、お答えは難しいんですが、一般的に考えれば、農業委員会のほうからもらった主たる農業従事者証明書がある人が、主たる農業従事者となる。要は、買い取りのときにそれがなかったら、その人が主たる農業従事者とは言えないというふうに考えております。

2点目で、農業委員会の皆さんの意見はいつ聞くかというご質問につきましては、1点目というか、冒頭申しあげました、その農業委員会からの意見書、要望のほかに、これ、指定する前に、まず地区の、地区のという言い方は今よくないんですが、農業委員さんと我々都市計画部局と農業委員会事務局の3名で、それぞれの筆を全筆回りました。その中で、その後、農業委員会のほうで、この全15地区、プラスもあったんですが、その地区について、生産緑地地区に指定することについての意見書もいただいております。

す。要は、事前に各地域に詳しい農業委員さんも見ているし、当然、全体の農業委員会でも諮られて、この地区ぐらいがなるのかなということは、もう既に農業委員会の方々はお知りになっているというような状況でございます。

以上です。

[会長] どうぞ。

[委員] わかりました。

となると、流れとしては、今回の場合は町として説明会をされて、募集を1カ月ほどとられて、その後、所有者さんから申請が来られたと。その中で、町の書類と農業委員さんと話合わせられた、その後というふうに捉まえていいんですね、今回の分は。それは理解しました。

もう一点は、町として今、30年先だということでもありますけれども、やはり今の時点でも一定、その主たる事業者というのは定めておかないと、我々審議に賛成するかしないかという判断をするには、一定どういうふうに町として考えられているのかなということです。今の時点で、他地域やいろんなところを考えられて、農業委員会さんで出されている資料だということですよ。それでわかりました。

以上です。

[会長] よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

今回の指定の農地というのは、町内の全体の農地からいけば、何%ぐらいになるんですか。

[事務局] お答えいたします。

今現在、どれぐらいかというものがいないんですが、市街化区域農地がおよそ20ヘクタールなかったかと思います。その中の1.83ヘクタールですので、たしか10%を超えていたような覚えがあるんですが、すみません、今ちょっと正確に何%かというのが申しあげられないです。申しわけないです。

[会長] そうすると、生産緑地の指定を受けない農地に対する課税というのは、どうなるんですか、これから変わっていくんですか。

[事務局] 税金につきましては、今までどおり、宅地並み課税。農地評価ですので、最大10%ずつ上昇していくというような形で課税が続いていくというふうな形になってくるかと思います。

[会長] ほかにご質問、ご意見はございませんか。

どうぞ。

[委員] たびたびすみません。

この後、また再度指定をすることも検討されているということだったんですけれども、その際に今回の要件よりも、平成29年で改正された要件の緩和要件を設けられていると思うんですけれども、500平米から300平米というのと、一団の捉まえ方を緩や

かにするという、これ両方とも採用して、より指定をする幅を広げていこうというような、そういうお考えがあるかどうか伺いたいです。

[会長] いかがですか。

[事務局] 次の指定があった場合という指定要件についてです。

まず、1点目の300平米の件につきましては、こちらも例えば、再度農業委員の皆様からご要望をいただいた場合に、前向きにというか、検討していきたいというふうには考えているんですが、こちらにつきましては、条例を制定する必要があるとございます。議会の同意をいただかなくては制定できないというふうなことでござりますので、ちょっと確実なことは申しあげられませんが、農業をやられている方々が下げてほしいというご要望をいただければ、固定資産税の関係もあります、前向きに検討していきたいと。

それから、もう一つの100平米の一団要件の件につきましては、こちらにつきましては、基本的には解除されたときの、いわゆる道連れ解除と言われているんですが、500平米を満たさなく……。例えば複数名で一団の農地で500平米以上で指定されているときに、お一人の方が亡くなられた、400平米になってしまった。じゃ、指定が解除されるのかというのを防ぐための措置というふうなことが、大阪府農業会議さんであったり、東京農業会議さんのパンフレットにも載っておりますので、当然、うちもというか、そのような制度であるということですので、あくまで解除されたときという認識でござります。そうなってくると、今回の指定につきましては、全員、お一人で500平米以上あるところをお持ちということですので、そこについては亡くなられたとき、もしくは30年たったときに適用するものですので、今のところ、それをやろうというふうなことは考えていないというか、適用がうちの町ではないのかなというふうにご検討しております。

以上です。

[会長] どうぞ。

[委員] 一団要件の緩和の部分なんですけれども、私もちょっとそこがよくわからなかったもので、11月の町の説明会のときにも同じ趣旨を、道連れ解除を予防するための措置として一団要件を設けられている、そういう趣旨の制度ですという説明を伺っていたんですけれども、手元にJAグループでちょっと出している「新・生産緑地制度活用のすすめ」という資料があったもので、ちょっと調べていまして、JA全中、つくっているところ、そこにちょっと電話で確認をしてみましたら、いや、これは一団要件は指定においても使っていただける、そういう趣旨で設けていますという回答もあったので、ちょっとこの辺、さっき間違ったことを言っていたらご指摘くださいというのは、ここなんですけれども、そういう回答を本日電話で得ました。なので、もし指定の場面でも使えるのであれば、ご検討いただいたほうがいいのかと思います。

[事務局] すみません、ちょっと私、その認識は今持っておりませんので、ちょっとど

ここに確認すればいいのかというのがわからないんですが、国土交通省なりというところになるのかと思いますが、確認してみます。もし指定のときから一団で100平米ということであれば、それはそれでまた検討していければなというふうに思いますが、何度も申しあげますが、ちょっと我々の認識としましては、今、道連れのときのやつだと思っていたということだけ、ちょっと最初に。

すみません、ちょっと資料が出てきまして、先ほどの市街化区域内農地、全部で約16ヘクタールでしたので、そのうち1.83ヘクタールなので、1割強、2割弱になるのかな、ぐらいという形ですね。

以上です。

[会長] ほかにご質問。

どうぞ。

[委員] すみません、もう一点お聞きしますね。

今回の生産緑地地区を指定するためには、結局は税金対策だと思うんですね、結論は。島本町で今現在のこの固定資産税の税から、どれぐらい島本町としてマイナスになりますか。指定することによって、税が下がると思うんですけども、下がる率はどれぐらいになりますか。

[会長] お答え願えますか。

[事務局] まず最初に、税金対策ということもあるんですが、都市農業の振興という面があるということをおっしゃっていただいた上で、税金につきましては、おのおの方で税金の額というのは異なってきますので、今これが幾らになるというのは、正直なことを言うと、ちょっとわからないというのが答えになります。個人情報だし、出せないというのが答えになります。大阪府のホームページで公表しております平成28年の免税点以上の固定資産税のデータから計算をしますと、この15筆も恐らく当てはまってくると思うんですが、およそ75分の1の値段になってくると。ですから、1平米100円とっているところは1円、2円とかになってくるといって、大ざっぱに言うと、そんな感じの計算になってくるんですが、これ全部で幾らというのは、ちょっと個人情報の関係で教えてもらえないというのが実情です。

以上です。

[会長] もう一度、続けて。

[委員] 申しわけないけれども、なぜ個人情報ですか、これが。1件1件の税を尋ねているわけではないでしょ。町全体として固定資産税がどれぐらいマイナスになりますかという尋ね方ですから、だから個人情報には何ら関係ないんじゃないですか、このことに関しては。

[委員] そう思いますね。

[事務局] すみません、ちょっとお答えの仕方が悪かったので、申しわけないです。

まず最初に、ごめんなさい、私がちょっと勘違いしたのが、今、委員がおっしゃると

おり、一つ一つのご質問で、よく自分のところの税金は幾ら安くなるんだということを教えてもらえないのは個人情報だからですということ、教えられないのでということで、ちょっと答えたつもりです、申しわけないです。確かにおっしゃるとおり、全部足し上げたら幾らかということ調べておけば、この場でお答えできたのかもしれないんですが、ちょっと税金のことですみません、税務課のほうにお任せしていて、幾ら安くなるということは、こちらのほうで把握しておりません。すみません。

以上です。

[会長] ほかにいかがですか。

どうぞ。

[委員] 一番最初の2ページ目のところで、良好な都市環境の形成を図るということの趣旨で、都市計画の地区設定がされているんですという趣旨なんですけれども、今回の場合、その次の4ページのところで、土地所有者の申し出をもとに町が都市計画の手続を経て指定しますということで、方向性として、島本町の自然環境の保全のために、こういう農地の生産緑地の計画をしたい趣旨があって、その中で税金がしんどいということで申し出があったことを受けて、双方向で了解したということなのか、税金を安くしてほしいという申し出があったので、それを受けてやったのかということで、今後の都市計画を自然環境とか、ここに書かれていることで、保全したい趣旨が島本町にあって、島本町から今後生産緑地を進めていきたいという趣旨を発表して、それに基づいて募集していくことを今後考えられているのか、所有者のほうから声が上がらないと、こういう法律を定めていかないという趣旨なのか、その辺の今後の姿勢をお聞きしたいです。

[会長] いかがですか。

[事務局] すみません、都市創造部の佐藤でございます。

先ほども他の委員のほうからありましたけれども、これまで島本町としては、生産緑地のほうを政策的に導入をしてこなかったということなんです、先ほどもありましたように、市街化区域内の農地の税金が上がってきたということと、あとはもともと市街化区域内は原則的には宅地化すべきという考えがありましたけれども、都市農業振興基本法の制定でありますとか、昨今の農地保全の動向を踏まえて、これまで生産緑地の指定の必要性があまりないというふうな判断を町としてしておりましたけれども、市街化区域内農地もできる限り保全しましょうという方向を出させていただきました。それを受けて、町として、できるだけ生産緑地をしていきたいと思いますということで、全市街化区域内の農地の所有者の方にお知らせをさせていただいて、指定をしてもいいよということで申し出があった所有者の方の農地を、今回、指定させていただくということになっております。

以上でございます。

[会長] よろしいですか。

ほかに。

どうぞ。

[委員] 今回、生産緑地に申し込まれて、ここに議題として上がっていますけれども、この説明会をやりまして、これ以外に誰か生産緑地にしてほしいと申し込まれた方はいるんですか。それで結果的に要件に合わずに、今回見送られたという農地の所有者の方がいらっしゃるのかということと、今回申し込まれた方、メリットもありますけれども、当然デメリットも勘案して、ある程度の覚悟というか、決めて、申し込まれたと思うんですよ。それで指定されてから30年経過したときと、主たる従事者がお亡くなりになられたとき、主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障があったときに解除の申し出ができるようになりますけれども、これ、町が買い取らない場合には、生産緑地地区の指定が解除をされますとなっていますけれども、町はその申し出があったときに積極的に買い取る立場なのか、買い取ることができるという立場なのかというのを、まず1点お伺いしたいと思います。

それと、実際、買い取るときに、土地の評価額というのは宅地としてなのか、農地としてなのか、どういうふうな評価で買い取るというふうに考えておられるんですか。

[会長] よろしいですか。

[事務局] まず1点目ですが、申し込みをして、今回指定できなかった人はいますかということですが、結果としてはおられます。その方々は、本町が定めている指定要件を満たされなかったので指定できない。これは先ほども委員の方からおっしゃられました、農業委員会のほうにもそのような意見をいただいております。

それから、買い取りにつきましてですが、一応法律上は、市町村は原則買い取りをするということを書いておりますが、これは説明会のときにも申しあげましたが、30年後何があるかというのは、ちょっと今わからないですが、厳しい財政状況を鑑みますと、ちょっと買い取りというのは、今の財政状況が続けば難しいんじゃないかというふうなことでお話をさせていただいておりますので、法律上は原則買い取りというふうになっていますが、正直なことを言いますと、ほとんどの市町村で買い取りというのは、あまり行われていない。それは財政上とか、いろいろあると思いますが。

評価につきましては、その都度、そこで宅地の評価をそれぞれかけるということまでは、ちょっとわかってはいるんですが、それが宅地の評価になるのか、それとも農地かというのは、ちょっと今すみません、把握してないので、それは案件が出てきたときに、また判断させていただきたいなというふうに考えておりますが、ただ、基本的には買い取りは難しいんじゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

[会長] どうぞ。

[委員] 買い取りが難しいんじゃないかという前提で説明会もされたというのはわからなくてもないんですけれども、もしその場合にどういう買い取りするのかというのは、そ

これは説明会のときに答えを持っておいて説明していただかんと、ちょっと困るなと思います。

それで、基本的には当然財政の都合もありますから、ばんばん買うというわけにはいかないと思いますけれども、最終的に申し出があったときに、買うか買わないかという決定というのは、どこでされるんですか。

[会長] どうぞ。

[事務局] 基本的には町長に買い取り申し出をするので、町で買い取るか、買い取らないか……。

[事務局] 都市創造部長の名越と申します。

買い取りについてなんですけれども、町が買い取る場合は、公共施設等の用地であるとか、道路の拡幅であるとか、一定、町のそのときそのときの行政需要に合致しておれば、買い取る可能性というのは出てこようかと思います。その最終的な判断については、関係部局でももちろん熟議をされるんですけれども、最終的には町長の判断になるという認識でございます。

以上でございます。

[会長] よろしゅうございますか。

どうぞ。

[委員] すみません、最初に委員がちょっと質問された税優遇の件なんですけれども、申し込みされる手前の1年間分の優遇で救済措置と申しますか、軽減措置があるのかなのかという質問をされていたときに、ご回答が、税務課に今、確認していて、平成4年度の実績について、ちょっと調べていますというような話だったと思うんですけれども、話を聞いていたときは、島本町の実績を振り返っているのかなと思っていたんですが、その後、多分、違う何かを調べているんだろーというように思いました、その平成4年度の税務課が確認されているその措置というのは、どういったものになるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

[事務局] 今のご質問をいただいたもので、税制上の取り扱いについて今先ほど申しあげたのは、平成4年度にほかの自治体で実施されていたものについてお話ししたもので、それが今あるかどうか、税務課に調べてもらっているということで、全国農業会議所さんが出されている本、ちょっと古いんですが、そこでQ&Aという形で出されているものがありまして、これをそのまま今読みあげさせていただきます。

問いといたしまして、「農地が生産緑地地区に指定された場合、固定資産税はどうなるのですか」という問いです。答えが、「平成4年度以降、原則として三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並み課税となりますが、保全する農地として、生産緑地地区に指定された農地については、賦課期日である1月1日にさかのぼって、宅地並み課税の適用がなかったものとみなして、農地としての課税として算定した税額に減額されます。この場合、既に徴収された固定資産税等が減額後の税額を超える場合は

還付されます」ということで、先ほど私が申しあげたのは、平成4年のときはこういうふうになっていたということで、今回の5月の分の課税通知書については、もう間に合わないの、今の額でいくと。その後、今読みあげさせていただいたような還付のような制度が今もあるのかどうかというのを、今、税務課のほうで調べてもらっているというところでございます。

以上です。

[会長] よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

どうぞ。

[委員] 先ほどありました委員がおっしゃっていたように、町のほうでここを緑地として守っていくという部分ではなくて、今回見ると、飛び地というか、それぞれの部分になりますので、先ほど委員の答弁に町長の判断ということがありましたが、町長だけの判断ではないですね。町長の判断ですけれども、どこかで審議をされるということはないんですか。そういうのは定められてないのかどうかですね。すみません、そこだけ。

[事務局] 買い取りの件だと思っんですけれども、当然、買い取るに当たっては、行政の財産として、どのような形でその土地を、農地を活用するかという部分で、一義的には例えば当該事務、今、相当分所管しておるんですけれども、あんまりちょっと具体的に今の段階で申していかかわからないですけれども、今、想定できますのは、例えばこの場所の生産緑地の農地の買い取りを希望されていますと。この土地に対して制度的には行政が買い取る、島本町が買い取ることができますと。それで、ほかの部局も含めて、一定何か今の行政課題を解決するとか、町の行政需要に対応するために、その土地の要は買い取った後の有効活用についてというので、各課で一回ちょっと考えていただいて、それでどこかの部局が、こういうので活用したいというような話が出てきて、じゃ、政策的にどうか、財政的にどうかというような話で、だから積み上がってくると思っんですね。その上で、最終的に買い取るか買い取らないかという分について、町としての方針を町長のもとで示させていただいた後に、当然、買い取りになりますので、予算が伴いますので、予算を計上して、議会の皆様にご可決賜って、執行していくという流れになろうかと思っいます。

今、現時点での考えでございますが、以上でございます。

[会長] どうぞ。

[委員] わかりました。ありがとうございます。

基本的には、今のトータルの答弁で考えると、予算的にも難しい状況であるというのはわかりましたので、一定30年後、それぞれ担当されていた職員さんもいらっしやらなくなったりしてきますので、今の時点で、一定そういう定められた何らかの、例えば道路の拡幅とかに、町にとって何らかあるときは買い取るけれども、それ以外は買い取れないというようなものとか、要項か、そういうものは一定また定めておいていただ

くのは必要ではないかと思しますので、その考えはあるのかどうかだけお伺いします。

[事務局] 本来的には本当に先を見越したまちづくりという意味では、一定いろんな部分を想定して考えておくというのは、委員のご指摘のとおり、必要やと思います。ただ、現在、都市計画道路の予定も、もう今既がない状況の中で、なかなかちょっと難しい部分はあるんですけども、いただきましたご意見も踏まえて、ちょっと一定検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

[会長] よろしいですか。

どうぞ。

[委員] 委員と同意見になると思うんですけども、30年経過したときというんですけども、これ実際、30年いく前に従事者の方がお亡くなりになられるとか、故障があるというのは、30年どころか、今日明日にあってもおかしくない話なので、今の段階で何かあったときに、どういう判断をするんだというのは、もう早く決めておかなければならないと思うんですよ。30年というのは、あくまでも30年なんで、そこまでなかなか今申し込まれて、生産緑地に指定された主たる従事者の方が、30年、全員が全うされるとは思えないんですよ。これより絶対短くなるでしょうし、故障なんかで言うたら、いつ何があるかわからないじゃないですか。そやから、もしこういう申し出があったときに、どのような判断をするんだというのは、ちょっと早目に決めておいていただく、これは意見ですけども。

[会長] どうぞ。

[委員] 今の件ですけども、この趣旨はやっぱり、都市計画法の中で生産緑地を決めたところは、やっぱり農空間として、農地は多目的機能を持っているので、これは必要やということで認めるんやから、たまたま島本町の場合は、それが農地所有者が今回十何件出したものとマッチングしたという理解でやっているんですから、先ほど委員とか、委員が言っているように、30年経過とか、あるいはそれぐらいになったときには、やっぱり必要なところやから島本町としては買い取って、それを公園にするなり、あるいはそういう何か多目的な利用にするとかいうことをやるということが趣旨ですよ。でなければ、ここがまた開発されて、その空間がなくなってしまうということですからね。

ただ、それは現実の問題として、今できないのは、土地所有者と行政との間で、価格の点でほとんど合わないんですよ。それでよその地区で、茨木市では道路だけができたとか言っていましたけれども、ほとんどできてないという実態ですけども、この趣旨はそうですよ。それは間違ったらあかんですよ。やはりここは重要な緑地帯として残さないかんということで、これを指定しているんやから。あとは町が買い取って、それを公園にするとか、あるいは田んぼのままやるとかいう趣旨は持っている。ただし、その売買するところが合わないということで、これは買い取りができないということになれば、しゃあないけれども、頭からこれは、もうそんなもん、それでなかったら、農業

者、これ生産緑地に指定して、買い取ってもらうということを思っていますからね。それ、ちょっと私、言っときますわ。

[会長] どうぞ。

[委員] 実は農業委員の会長が来られていたので、お聞きしたかったんですけども、実際、そういう観点の方もいらっしゃるでしょうし、なので、本来は最初に委員がおっしゃっていたように、一定の部分であろうと、飛び地になってくると、なかなか町としても次の活用の仕方という問題があって、簡単に買える問題でもないだろうという部分がありますので、すみません、再度になりましたから、意見だけ述べると、先ほど委員もおっしゃっていたように、早く一定の部分であると買い取るというものをちょっと持って、そうでないものは基本的には買い取らないとかにされるのか、先ほどのお話にもありましたし、そこのラインが、多分、皆さんで違ってきますので、一定急いで定めていただきたいと思います。

[会長] どうぞ。

[事務局] 買い取りの際の手続的な要項というのは既に定めておまして、ただ、おっしゃるように実質的な廃止のときに、実際それを買うかどうかというところでいくと、他市もそうですし、財政上の問題でケース・バイ・ケースで判断して、結果、買い取りができないということかなと思っています。

ただ、委員のご意見を踏まえまして、手続的な要項以上にそういった買い取りの基準が、他市で先進的な事例が基準としてあるかどうかというのも含めまして調査をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

[会長] どうぞ。

[委員] 今、買い取りの話がすごく、私にはちょっと難しくてよくわからないんですが、もう一つ、買い取りができなかった、申し出がされて、買い取らないという通知をしたときには、希望する人にあっせんすることを努めなければならない。ほかに農地を買って農業をやりたいとか、そういう方をあっせんする仕組みもあるように見たんですけども、そういうことも予想された手続要項みたいなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

[事務局] そもそも法律上といいますか、決まりで、あっせんしなくてはならないというふうに考えておりますので、買い取りできなかつたら、当然、あっせんはするというふうに考えております。そのための要項も必要であれば、先ほどのものとあわせて考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

[会長] ほかにいかがでしょうか。

ないようでございますから、本日の質疑はこのあたりまでというふうにしたいと思います。

どうぞ。

[委員] ただいまのこの会議の中で、調査しますとかいうようなことが何件かあったんですけれども、調査した結果はどうされるんですか。私たちに教えていただけるんですか、それとももうそれっ切りなんですか。それだけ質問します。

[会長] いかがですか。

[事務局] すみません、今の生産緑地の件でありますとか、ほか検討しますという部分で、例えば次回の都市計画審議会のときでありますとか、方針が出たときに改めて資料等でご報告させていただけたらなと思うんですが、よろしいですか。

[委員] 結構です。

[会長] よろしゅうございますね。

そうしましたら、本日は諮問案件でございますので、審議会として答申が必要でございますが、今お伺いしたところでは、少なくとも特段な反対意見はなかったというふうには私は感じます。それで、その他意見も幾つか、例えば買い取りについてのご意見もございましたけれども、この答申案に影響するようなご意見ではないなというふうに思いまして、ですから、ご意見に関しましては、例えば次回の審議会において、調査・検討の結果があればご報告をいただくということをこの場で確認をしておきたいと思っておりますが、答申案自体については議案どおりとすることに特段の意見はないというような答申にしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

[会長] よろしゅうございますか。

それでは、そのようにお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の案件は以上ですが、ほかに何かございますか。

[事務局] 本町からは特にございません。

[会長] どうぞ。

[委員] 前回審議したJR西側の件は、その後どうなっているんですか。

[会長] ご報告をお願いできますか。

[事務局] 前回、ご報告させていただきましたJR島本駅西地区の都市計画の決定の変更についての件ですが、この1月18日、19日に島本町ふれあいセンターのほうで、都市計画の決定の変更に係る説明会をさせていただきました。

今後のスケジュールといたしましては、そこにご報告させていただいたとおりなんですけど、まずこの6月に都市計画案の縦覧をさせていただく予定でございます。その際に、都市計画案の意見書も同時に受け付けさせていただきます。予定といたしましては、平成31年、来年の7月に町の方の島本町都市計画審議会に付議させていただきまして、その後、大阪府の都市計画審議会に区域区分のほうの付議をさせていただいて、予定どおりにいけば、来年度、この9月ぐらいですか、9月中、秋ごろに都市計画決定されるものと考えております。

以上です。

[会長] 今、1月ですとか、2月ですかに説明会をなさったというご説明だったんですね。公聴会というのはしなかったんですか。

[事務局] 説明会ですけれども、公聴会をするために、その都市計画の内容に対しての説明をさせてもらったものです。この後、町のほうは2月14日にさせていただいて、大阪府さんのほうは2月18日のほうに公聴会をされております。

以上です。

[会長] 以上ということですが、よろしゅうございますか。

それでは、本日の案件は終わりましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

[事務局] 会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

それでは、平成30年度第3回島本町都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 会